

公示

下記のとおり、令和7年度 建築物LCA・改正SHK制度による木材利用促進に向けた環境整備のうち建築物LCAによる木材利用促進に向けた環境整備事業に係る企画競争参加者を募集します。

記

1 件名

令和7年度 建築物LCA・改正SHK制度による木材利用促進に向けた環境整備のうち建築物LCAによる木材利用促進に向けた環境整備事業

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」を有していること。
- (4) 下記6の提出書類の提出期限の日において林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、全ての構成員は、上記（1）から（4）の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- ①共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記6に定める提出先へ提出期限までに提出すること。

②規約書等の作成に当たっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

3 契約候補者の選定方法

令和7年度 建築物LCA・改正SHK制度による木材利用促進に向けた環境整備のうち建築物LCAによる木材利用促進に向けた環境整備事業に係る企画競争応募要領に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者を選定する。

4 契約条項を示す場所、説明書を交付する場所及び日時

(1) 日時：令和8年2月17日（火）～令和8年3月5日（木）

午前10時～午後5時

(2) 場所：林野庁林政部木材産業課住宅資材班 電話番号：03-6744-2295
(本館7階ドアNo.本724)

5 説明会の開催（説明会への参加は任意とする。）

(1) 日時：令和8年2月26日（木）17時00分から

(2) 形式：Teamsによるウェブ会議形式

6 企画書等の提出期限及び提出先

(1) 提出期限：令和8年3月6日（金）午後5時

(2) 提出先：東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁林政部木材産業課

（本館7階ドアNo.本724）

メールアドレス：rinya_mokusan@maff.go.jp

7 企画提案会の開催

企画提案会を令和8年3月11日（水）に実施する。

なお、提出状況等により開催方法を変更し、又は書面審査のみとする場合がある。

また、書面審査による場合は、企画書等を提出した者に対して、必要に応じて、提出された企画書等の内容についてメール等により質疑を行うこととする。

8 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、令和7年度 建築物LCA・改正SHK制度による木材利用促進に向けた環境整備のうち建築物LCAによる木材利用促進に向けた環境整備事業に係る企画競争応募要領による。

以上公示する。

令和8年2月17日

支出負担行為担当官

林野庁長官

小坂 善太郎

1. 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf）を御覧ください。

2. 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。